

4.企業が人権を尊重するために 人権デュー・ディリジェンス

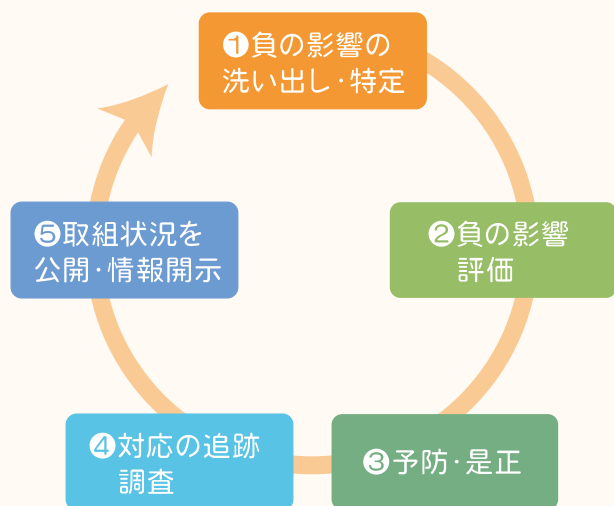
企業は人権を尊重しなければ生き残れない時代となっていることは言うまでもありません。では、そのためにどのように取組を進めていけばよいのか4ページで触れた指導原則から考えてみます。指導原則によると、企業も人権を尊重する主体として、

- ☑ 企業は企業活動を通じて人権に悪影響を引き起こすこと、及びこれを助長することを回避し、影響が生じた場合は対処する
- ☑ 企業がその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の活動、商品またはサービスと直接関連する人権への悪影響を予防または軽減するように努める

となっています。どのように進めていけばよいのでしょうか。

それを考えるために「人権デュー・ディリジェンス」の進め方を具体的に解説します。

人権デュー・ディリジェンスの進め方



- ①企業が関与する、実際のあるいは潜在的な人権への負の影響を特定する。企業規模及び事業の性質や状況に合わせて影響を受けるグループや関連ステークホルダーとの対話（協議）、アンケートなどにより洗い出しを行う。
- ②負の影響評価は、定期的に繰り返し、かつ徐々に掘り下げながら行う。
- ③全関連部門や全社的なプロセスに組み入れ、予防し軽減するための適切な措置をとる。効果的に対処できるよう、意思決定、予算配分、監査の手続きを設ける。
- ④対処されているかどうかを検証する。適切な質的指標・量的指標に基づく評価を実施する。影響を受けたステークホルダーを含む、社内外からの意見を活用する。
- ⑤事業が人権に深刻な影響を及ぼすリスクがある場合、どのように対処しているか公表する。人権への影響を反映し、想定された対象者がアクセスできるような形式と頻度で情報提供を行う。個別案件ごとに対処が適切であったかどうかを評価し十分情報を提供する。影響を受けたステークホルダーや商取引上の機密へのリスクに配慮した形で情報を提供する。

人権デュー・ディリジェンスを進めるうえでの留意点

企業活動において、負の影響がどのように発生するか（誰がどのような負の影響を受けるか）を具体的に特定する

特定・評価された負の影響のすべてについて対処することが難しい場合は、対応の優先順位を検討する

人権デュー・ディリジェンスに取り組む際は、社会的に弱い立場に置かれるまたは排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人（脆弱な立場にあるステークホルダー）への潜在的な負の影響に特別に注意を払う

政府は、2020（令和2）年10月に策定した「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」に基づく取組を進めるにあたり、2022（令和4）年3月、経済産業省において「サプライチェーン※5における人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置。同年9月「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表。

⇒ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryu4.pdf

※5 [サプライチェーン] 製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れのこと。